

# 災害支援物資拠点施設整備事業 企画提案競技実施要領

## 1 目的

本事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた物資の保管及び搬入・搬出が効率的に行える機能性の高い物資拠点施設を整備することにより、災害発生時における被災者への円滑な物資供給体制を構築することを目的とする。

本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な創造性や技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質かつ工期の短縮及びトータルコストの縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとし、受注業者の選定に当たっては、技術提案内容や提案価格等により総合的に審査・評価し、受注候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続き等について必要な事項を定めるものである。

## 2 発注の概要

(1) 実施主体 宮崎県

(2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事

(3) 事業名 災害支援物資拠点施設整備事業

(4) 契約期間 契約締結の日から令和6年12月27日まで

(5) 業務内容

① 基本設計・実施設計一式（建築、電気設備、機械設備、外構、舗装等（※））

② 建築工事、電気設備工事、機械設備工事（※）

③ 工事監理

④ 申請手続き及び申請費用

※ 上記①～④を総括して「本事業」という。ただし、①、②については、(7) 留意事項参照。

(6) 発注上限額 498,696千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 留意事項

本件は、災害支援物資拠点施設の設計・施工を一括して発注するものであるが、今回の発注には含まれない業務があるため、以下について留意すること。

- ・基本設計については、災害支援物資拠点施設整備に係る全ての設計を含む。
- ・実施設計及び施工まで行うのは、備蓄倉庫（固定ラック、事務室含む）である。（備蓄倉庫への上下水道及び電力の引込みを含む。なお、備蓄倉庫整備に支障となる樹木の伐採は、別途発注する。）
- ・屋外平場（屋根有り）・舗装・外構は基本設計のみを行い、実施設計及び施工は行わないが、令和6年度末までの完成が可能となるよう基本設計を行うこと。（当該実施設計及び施工は、別途発注する。）

## 3 資格要件

公募型プロポーザルの参加者は、単独企業、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同

企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとし、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、要求水準書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
- ③ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 7 条に基づき、建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受け、かつ等級区分が特 A 級に格付けされていること。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定する特定建設業（土木工事業及び建築工事業）の許可を受けている者であること。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、宮崎県から受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- ⑨ 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ⑩ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ⑪ 共同企業体の参加の場合は、以下の参加要件を満たす者とする。
  - ア 建設企業を代表者とし、上記①～②、⑥～⑩の資格要件を満たす者（以下「構成員」という。）によって構成すること。
  - イ 代表者は出資比率が 50% を超える最も高い者であること。
  - ウ 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。

#### 4 応募の手続等

本事業の募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

##### (1) スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和 5 年 8 月 31 日（木）
参加申込書等の受付期間	令和 5 年 8 月 31 日（木）～9 月 11 日（月）
質問書の受付期間	令和 5 年 8 月 31 日（木）～9 月 11 日（月）
現地の確認期間 ※ 1	令和 5 年 8 月 31 日（木）～9 月 11 日（月）

質問に対する回答	令和5年9月14日（木）まで（随時回答する）
参加資格要件の審査（1次審査）	令和5年9月14日（木）～9月15日（金）
参加資格審査結果通知	令和5年9月19日（火）
企画提案書等の受付期間	令和5年9月20日（水）～10月10日（火）
プレゼンテーション審査（2次審査）	令和5年10月中旬
審査結果通知	令和5年10月中旬
受注候補者との協議	令和5年10月中旬～10月下旬
契約	令和5年10月下旬

（注）スケジュールは多少前後する場合があります。

※1 現地の確認を希望する場合は、本要領中「8 問い合わせ先及び申込先」にて事前に申し込むこと。

## （2）参加申込書等の提出

### ① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 責任者・担当者経歴書（様式第3号）
- エ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- オ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第4号）

※宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

### ② 提出部数

正本1部

### ③ 受付期間

令和5年8月31日（木）から9月11日（月）まで

（受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。））

### ④ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「8 問い合わせ先及び申込先」に提出すること。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。なお、提出後、記載事項に変更がある場合は、直ちに参加申込書記載事項変更届出書（様式第7号）を提出すること。

## （3）質問書の受付及び回答

### ① 質問の方法

質問は、質問書（様式第5号）により、電子メールにて本要領中「8 問い合わせ先及び申込先」に提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

### ② 質問書の受付期間

令和5年8月31日（木）から9月11日（月）午後5時まで

### ③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、随時、参加申込書を提

出した全ての者に電子メールにより回答する。

#### (4) 企画提案書等の提出

##### ① 提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式第6号）

イ 企画提案書

・審査基準書（別紙1）の項目に従って作成すること。

ウ 図面

・全体のイメージ図

・施設配置図

・施設平面図

・施設立面図（4面）

・施設断面図

・その他必要な図面

※A3サイズはA4に折り込むこと。

エ 設計・工事工程表（任意様式）

オ 配置予定技術者の名簿（任意様式）

カ 見積書

・業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

・押印は1部のみで可。押印省略する場合は、担当者氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。

##### ② 提出部数

正本1部、副本6部

##### ③ 受付期間

令和5年9月20日（水）から10月10日（火）まで

（受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。））

##### ④ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「8 問い合わせ先及び申込先」に提出すること。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

## 5 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

### (1) 審査委員会

企画提案書の審査は、県が定める審査委員会において審査する。

### (2) 審査手順

- ① 参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価得点数が最も高い提案者を受注候補者とする。なお、プレゼンテーション審査の日時については、参加資格要件を満たす全事業者に対して、別途通知する。
- ② 最も高い評価得点数を獲得した提案者が複数あるときは、審査委員会での審議によって受注候補者を決定する。

(3) 審査基準

審査基準書（別紙1）のとおり

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。

なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

## 6 契約の締結等（受注候補者との協議）

(1) 契約の締結

本県と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約を締結するものとする。その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

## 7 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加表明書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「3 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
  - ② 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合
  - ③ 企画提案書等の内容が「災害支援物資拠点施設整備事業要求水準書」に掲げる設置条件等を満たさない場合
  - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責

任は、提案者が負うこととする。

## 8 問い合わせ先及び申込先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部危機管理局危機管理課 南海トラフ・大規模災害対策担当

電話：0985（26）7949

FAX：0985（26）7304

E-mail：kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp